

## アクシデント・ダメージ・プロテクション・サービスご提供条件

2016年4月26日

### 重要な告知

以下の諸条件をよくお読みください。このご提供条件（以下「本契約」とします）にご同意いただけない場合は、本契約に基づくサービスの利用や登録手続きは行わずに、30日以内に購入先に連絡して返金手続きを行ってください。ご購入日から30日以内にお客様が(1)本契約に定めるサービスの利用または登録を行うか、(2)本契約を拒否しない場合、本契約に同意したものとみなされます。

### 第1条 本契約の範囲と基本条項

本契約は、お客様の請求書または注文確認書に指定する製品のアクシデント・ダメージ・プロテクション・サービス（以下「本サービス」とします）について、お客様とレノボ・ジャパン株式会社（以下「Lenovo」とします）が交わす完全な取決めとなります。本契約は、お客様とLenovoが以前に口頭または書面で交わした本サービスに関する全ての事項に優先します。お客様からの一方的な依頼または書面通知による本契約の変更は無効とします。本契約は、日本において販売された製品および本サービスを対象として適用されます。また、本契約に特段の定めのない事項については、レノボ保証規定およびレノボサービスご提供条件の規定が適用されます。

### 第2条 アクシデント・ダメージ・プロテクション・サービス

#### a) 製品

本サービスの対象となる製品とは、お客様の請求書または注文確認書に指定されたLenovo指定のノートブック、タブレットコンピュータをいいます。

#### b) サービスの範囲

Lenovoの定める通常の動作および取り扱い条件のもとで以下の各号の事由により製品の機能性に影響する動作上または構造上の不具合が発生した場合、Lenovoはその裁量により該当する製品に本契約に基づく修理または交換サービスをお客様に提供します。

① キーボードへの液体こぼし

② 故意でない本体の衝突または落下

③ 自然災害（落雷、水害、風害、雪害に限る）、火災、盗難、紛失（詳細条件は、本条e)項に記載の通りとします）

④ 海外における製品不具合（詳細条件は、第3条海外引き取り修理サービス記載の通りとします）

c) Lenovoの定めるバッテリー、外付けオプション品、消耗品などは本サービスの適用対象外とします。

#### d) サービス有効期間

本サービスの有効期間は、お客様による保守登録後、Lenovo よりお客様に通知されます。また、以下の URL にて確認することもできます。

<http://support.lenovo.com/jp/ja/documents/hf000916>

#### e) サービス利用手続き

①本サービスをご利用になるには、Lenovo または Lenovo 認定サービス・プロバイダー（以下「認定プロバイダー」とします）に連絡します。お客様には、製品の障害箇所特定のために必要となる作業を Lenovo または認定プロバイダーの指示に基づき実施していただきます。

##### <サービス受付時間>

レノボ・スマートセンター:

0120-000-817(固定電話からのご利用)

0570-022-205(携帯電話、PHS、IP 電話からのご利用)

海外引き取り修理サービス+81-50-3786-0233

月曜日～日曜日 9:00-18:00

但し、レノボ月次指定休業日\*を除く

\*詳しくはこちらをご覧ください。

<https://support.lenovo.com/jp/ja/documents/hf000981>

②Lenovo は該当製品を Lenovo 指定のサービス・センター（以下「SC」とします）で修理または交換します。この場合、お客様ご自身で製品を取り外して Lenovo が提供する出荷箱に梱包していただき、宅配業者がこれを集荷して SC に配送します。第 5 条 a) 項に定める場合を除き、運送諸経費は Lenovo が指定する認定プロバイダーが負担します。修理または交換した製品のお客様への返送についても同様です。なお、引き取り修理については、天候、交通事情、および保守パーツの在庫状況等のやむをえない事情により到着日時が遅れる場合があります。

③前号②にかかわらず、お客様が Lenovo のオンサイト修理サービス適用対象である場合は、認定プロバイダーがお客様を訪問した際に該当製品を修理または交換いたします。但し、認定プロバイダーが SC で修理を行う必要があると判断した場合、お客様は認定プロバイダーの送料負担にて、該当製品を SC に送付し、Lenovo は修理または交換した製品をお客様に返送します。

#### ④火災による焼失、盗難、紛失の場合の手続

1. 製品が火災により焼失した場合、お客様は所轄消防署発行の罹災証明書を取得し、これを添付の上、Lenovo に代替機提供依頼書を提出するものとします。

2. 製品の盗難または紛失の場合、お客様は所轄警察署発行の被害届（盗難時）または遺失届（紛失時）の受理番号を取得の上、Lenovo に代替機提供依頼書を提出するものとします。

⑤本サービス実施により交換された製品またはその部品は Lenovo の所有となります。お客様は当該交換を妨げる担保権等の制約が当該製品または部品に存在しないことを保証します。

お客様は、認定プロバイダーの指示に従って、当該製品または部品を Lenovo に返却しなければなりません。Lenovo から提供される代替の製品または部品は、新品とは限りませんが、正常に機能し、交換前の製品または部品と少なくとも同等の機能性を備えているものとします。

### 第3条 海外引き取り修理サービス

a) Lenovo 指定の引き取り可能海外地域（以下「海外」とします）に存在する製品（以下「海外引き取り修理対象製品」、但し、IdeaPad/Lenovo ブランド製品は本条対象外とします）に対し、Lenovo がこれを集配して SC にて修理を行うものです。但し、Lenovo が一部損（修理可能）と判断した製品のみが本条の対象となり、全損（修理不能）と判断した製品は対象外となります。また、本条に基づく修理は、12 ヶ月に 1 回を限度とします（過去 12 ヶ月以内に別の原因により修理を受けている海外引き取り修理対象製品については、本条に基づく修理を受けることができません）。

b) 修理受付海外引き取り修理対象製品の修理が必要な場合、お客様は Lenovo に修理依頼をします。この場合、日本国内のレノボ・スマートセンターにお電話いただくか（通話料お客様負担）、あるいはインターネット上の Lenovo 修理受付窓口にアクセスするものとします。本条に定めるサービス受付時間は、前条 e) 項に記載の通りとします。

c) 各種審査お客様から製品の修理依頼を受けて、Lenovo は以下の各号の審査を実施します。審査が問題なく完了した場合は Lenovo は通関業務を委託している業者（以下「通関業者」とします）へ連絡します。

- ① 海外引き取り修理対象製品の該当確認
- ② 海外引き取り修理サービスの有効期間
- ③ 海外引き取り修理対象製品の設置場所
- ④ 障害状況
- ⑤ お客様連絡先（海外引き取り修理対象製品の引き取り場所および返送先）

d) 引き取りおよび修理お客様からの連絡を受けて、通関業者指定の運送業者は海外引き取り修理対象製品を引き取り、通関業者により日本国内に輸送された製品に対し、Lenovo は SC にて修理を行います。但し、この際に Lenovo が当該製品を「全損」（修理不能）と判断した場合はそのままお客様へ返送されるものとします。修理完了後、Lenovo はお客様へ海外引き取り修理対象製品を返送します。

e) 引き取りに関する注意点通関業者よりお客様に引き取りに必要な書類が届いた後、海外引き取り修理対象製品の引き取りの事前準備として、お客様は以下の各号に従い必要手続きを行うものとします。

- ① 海外引き取り修理対象製品の梱包（運送業者は梱包作業ができませんので必ずお客様にて行ってください。）
- ② 書類への署名（インボイスおよび輸送伝票）
- ③ 運送業者への引き取り連絡（通関業者指定の運送業者窓口へご連絡ください）

f) 関連法令の遵守 お客様は、アメリカ合衆国商務省技術輸出規制を含む、アメリカ合衆国ならびに関係する他の国の定めるすべての法律と規則に従う義務があります。国によっては、また特定のハードウェア、ソフトウェアの組み合わせ構成によっては、他の法律や規則が適用される場合もあります。

#### 第4条 サービスの対象外製品

製品またはお客様の行為が以下の各号に定める事由に該当する場合は、本サービスの適用対象外となります。

①製品の通常の損耗

②バッテリーなど交換または消費用途に製造された部品、本契約の第2条c項に挙げる対象外部品、または表面の損傷(製品の機能性や構造上の完全性に影響しないひっかき傷、へこみ、ひび割れなど)

③乱暴な扱い、誤用、不正な変更、不適切な物理/動作環境での使用、認定プロバイダー以外による不適切なメンテナンス、既存部品の取り外し、製品の改造、またはIDラベルの改ざん

④本契約の対象に含まれない製品によって生じたか、生物災害もしくは人間または動物の体液等によって生じた損傷。

⑤第2条b項③号の記載事由以外の震災、噴火、洪水、津波、高潮等の不可抗力または戦争、テロ、異常電圧、電気的事故等に起因する故障、損壊、損傷

⑥本サービス購入時点で、既に製品に障害が発生している場合または既に修理依頼もしくは修理提供を受けている場合

#### 第5条 お客様費用の発生

a) 本サービスにおいて、Lenovoが製品を一部損(修理可能)と判断し、その修理費用見積額が15万円(消費税相当額を含まず)を超える場合は、お客様は15万円を超える修理費用および運送諸経費の合計額に消費税相当額を加えた金額をお客様負担費用としてLenovoに支払うものとします。修理費用見積額が15万円以下の場合はLenovoがこれを負担します。

b) 本サービスにおいて、Lenovoが製品を全損(修理不能)と判断した場合、Lenovoはお客様に代替機を提供することができません。この場合、お客様はLenovoが指定した金額をお客様負担費用としてLenovoに支払うものとします。

c) お客様は、前2項に定めるお客様負担費用をLenovoが指定する下記のいずれかの方法により支払うものとします。Lenovoが運送諸経費を負担し、代替機をお客様に提供いたします。

①Lenovo指定口座への銀行振込(入金確認後に代替機が提供されます。入金確認後のキャンセルはできませんのでご注意ください。)

②Lenovo発行の請求書に基づく支払(但し、法人の場合に限ります。支払期限は、請求書の日付から30日以内です。請求書発行後に代替機が提供されます。請求書発行後のキャンセルはできませんのでご注意ください。)

d) Lenovoは、お客様製品本体(ACアダプター、内蔵オプション機構、外付け機械、バッテリーパック、

その他ソフトウェア等の付属品／バンドル品を除く)と同等機能を有すると Lenovo が判断する製品本体を代替機として提供します。Lenovo はお客様の製品と同一の機種および製品仕様が代替機として提供されることを保証しません。また、Lenovo は代替機の提供にあたりオペレーションシステム(OS)等の各種設定は行いません。

e) 前項の規定にかかわらず、製品が WWAN モジュール搭載モデルの場合は、WWAN 非搭載の代替機が提供される可能性があり、Lenovo は、WWAN モジュール搭載の代替機がお客様に提供されることを保証しません。また、WWAN モジュール搭載の代替機が提供される場合であっても、WWAN 通信サービスを提供する電気通信事業者が変更されている場合があり、Lenovo は、電気通信事業者とお客様の通信サービスに関する契約については関知しません。

f) 代替機の提供が行われた場合、本契約に基づく本サービスの提供は終了するものとし、お客様は当該代替機を対象に本サービスを受けることはできません。また、代替機に本サービスを追加することはできません。

g) 本条 d)項の規定にかかわらず、お客様の製品と代替機の機種が異なるため付属品に互換性がないと Lenovo が判断する場合、代替機提供の際、以下の付属品が同梱されます。

- ①同梱品 (H/W) AC アダプター、バッテリーパック
- ②同梱品 (S/W) OS、OS ライセンス、機器セットアップガイド、ユーザーズガイド

## 第 6 条 お支払い

本サービスの提供にあたっては、Lenovo が事前に本サービス料金を受領している必要があります。また、本サービスは Lenovo に対する保守登録完了により利用可能となります。保守登録に関する詳細は以下の URL をご覧ください。なお、本サービス料金の返金は致しかねますので予めご了承ください。

<https://support.lenovo.com/jp/ja/documents/hf000947>

## 第 7 条 保証

Lenovo は、合理的な注意と知見を用いて本サービスを実施することを保証します。

この保証は Lenovo からお客様に対する唯一の保証であり、商品性、特定目的への適合性、いかなる権利も侵害しないこと等、明示的か暗示的かを問わず他のあらゆる保証または条件に代わり Lenovo およびお客様間に適用されるものとしします。

## 第 8 条 責任の制限

法令に別段の定めのある場合を除き、お客様が Lenovo に損害賠償その他救済を求める全ての場合において、Lenovo、Lenovo の関連会社、サプライヤー、請負業者、リセラー、または認定プロバイダーは、予見の有無を問わず、契約、保証、過失、厳格責任、その他の責任理論に基づいているかどうかに関係なく、お客様に対し以下の各号に基づく一切の責任を負わないものとしします。

- ①第三者からの損害請求
- ②データの喪失、損傷、または開示

③利益、事業収入、営業権等の喪失、または期待される節約を含むがこれらに限定されない特別な、偶発的、懲罰的、間接的、または結果的損害また、いかなる場合においても、Lenovo、Lenovoの関連会社、サプライヤー、請負業者、リセラー、または認定プロバイダーがお客様に負う総責任額は、お客様に実際に発生した直接的かつ通常の損害に対する、損害発生の原因となった製品の購入代金を超えないものとします。なお、本契約において「関連会社」とは、Lenovoを支配する、または支配される、もしくは共通の支配下にある事業体を意味します。なお、上記の制限は、法律上Lenovoが責任を負う対人賠償(死亡を含む)と物的財産または有形動産の損害賠償には適用されません。

## 第9条総則

- a) Lenovoとお客様との間で交換される情報は、お客様が電話や電子的手段を通じて開示する情報も含めて、機密情報または専有情報とはみなされません。LenovoおよびLenovoの関連会社は、お客様の取引を処理および履行するために、氏名、電話番号、住所、メールアドレスを含む、お客様の取引に関する情報および契約情報を処理、保存、および使用することができます。また、製品のリコール、安全上の問題、またはサービスの実施について通知するために、LenovoまたはLenovo関連会社がお客様に連絡する場合があります。適用法令の範囲において、Lenovoは、Lenovo製品または本サービスに関するお客様の満足度調査のため、または、他の製品やサービスの情報をお客様に提供するために、かかる情報を使用することができます。お客様は、Lenovoから配信されるこれらの通信の受信を随時拒否できます。前出の目的を果たすうえで、LenovoおよびLenovoの関連会社は、該当する事業を行っている国にお客様の情報を移転すること、Lenovoの業務委託先の事業体にお客様の情報を提供すること、また、法律上要求された場合にお客様の情報を開示することができます。但し、LenovoおよびLenovoの関連会社は、お客様が提供した個人情報をお客様の同意なく、第三者独自のダイレクト・マーケティングのために第三者に販売もしくは譲渡いたしません。
- b) 本契約のいずれかの規定が履行不可能または無効とみなされる場合でも、それ以外の条項は引き続き有効とします。
- c) 本契約のいかなる条項も消費者の制定法上の権利に影響を及ぼさず、かかる権利を契約により放棄または制限することはできません。
- d) Lenovoとお客様は、本契約に規定される権利のみを相手方に認めます。その他のライセンスまたは権利(使用許諾権や特許権を含む)を相手方に認めることはありません。Lenovoとお客様は、各自の商標、商品名、その他の記号を事前の書面による同意なく、相手方が販促活動や出版物に使用する権利を認めません。
- e) Lenovoおよびお客様は、適用法令に特に定められていない限り、原因となる行為の発生後2年を過ぎてから、本契約または本サービスに起因若しくは関係する訴訟を提起しないものとします。
- f) Lenovoとお客様は電子的手段により相手方と通信することができ、かかる通信は、適用法で認められる範囲で書面と見なされます。電子文書に含まれるIDコードは、送信者の識別情報と文書の真証性を十分に検証できるものでなくてはなりません。

- g) Lenovo およびお客様は、本契約に適用される各種法令を遵守することとします。
- h) Lenovo およびお客様は、本契約をその一部か全部かにかかわらず、相手方の書面による事前の同意なく譲渡する、または譲渡しようとすることはできません。但し、かかる同意は不合理に留保されないものとします。Lenovo またはお客様のいずれかが合併・買収によって関連会社や後継組織に本契約を譲渡する場合、相手方の同意は必要ありません。Lenovo は、本契約に基づき支払いを受ける権利を、お客様の同意なく譲渡することができます。
- i) 本契約の終了後もその性質上存続する義務および権利は、かかる義務の履行または権利の行使が完了する日まで有効に存続し、Lenovo またはお客様それぞれの後継者や譲受人にも適用されます。
- j) Lenovo とお客様は、本契約に基づくかまたは関連する各々の権利、責務、および義務を決定、解釈、および施行するにあたり、日本法を適用することに同意します。Lenovo とお客様は本契約において、本契約に起因または関連するあらゆる訴訟において陪審審理を受ける権利を放棄します。国際物品売買契約に関する国連条約は適用されないものとします。
- k) 本契約の内容は予告なく変更になる場合があります。